

公の施設の指定管理者の指定の件（こども本の森札幌・北大）

令和7年（2025年）11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

こども本の森札幌・北大

2 公の施設の位置

札幌市北区北8条西6丁目

3 指定管理者

SamaLit, TRC運営共同体

（代表団体）

札幌市中央区南1条西6丁目20番地1

一般社団法人札幌マンガ・図書等活用まちづくり機構

代表理事 多田 憲之

（構成団体）

東京都文京区大塚3丁目1番1号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷一 文子

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（理 由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、こども本の森札幌・北大の指定管理者を指定するため、本案を提出する。